

不動産取引時において玉村町の総合防災マップ（ハザードマップ）を

用いて取引対象物件の所在地を説明する際の留意事項について

宅地建物取引業法施行規則の一部改正により、不動産取引時に水害ハザードマップにおける対象物件の所在地を事前に説明することが義務づけられましたが、玉村町内に所在する不動産の取引時において、本町の洪水ハザードマップの該当範囲を提示して対象物件の概ねの位置を取引の相手方に示すなど、取引相手方への説明を行うにあたっては、下記の事項にご注意ください。

記

1.ハザードマップについて

利根川・烏川について、水防法の規定により定められた想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される浸水を示したものです。（対象河川と降雨量についてはハザードマップをご覧ください）

2.内水氾濫マップについて

公開している内水氾濫マップ又は、ハザードマップ内に記載されている「過去に冠水被害が発生した道路」「過去に浸水被害が発生した場所」については、玉村町が地元から聞き取りをした結果になります。（水防法に基づくものではありません）

3. 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は玉村町には該当地域はありません。

4.調査について

別紙調査フローをご覧ください。

以上

浸水深・ハザード調査フロー 不動産取引関係者向け

STEP1 内容の確認

- ①土地の調査
- ②建物建築に関する調査
- ③開発申請のための調査

おすすめ

公開データがあるため、Web上で確認をお願いします。
重ねるハザードマップ（国土交通省）
<https://disaportal.gsi.go.jp/maps/>
町総合防災マップ
https://www.town.tamamura.lg.jp/docs/2018042000030/file_contents/tamamura_japanese.pdf



重ねるハザードマップ
(おすすめ)



町総合防災マップ

- ④前橋土木に提出する
開発申請用の資料が欲しい

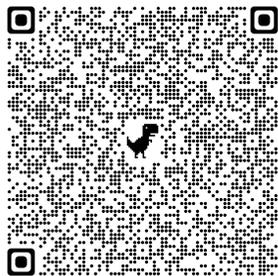
玉村町浸水調査フォーム
<https://logoform.jp/f/b9dyU>
にてお問い合わせください。



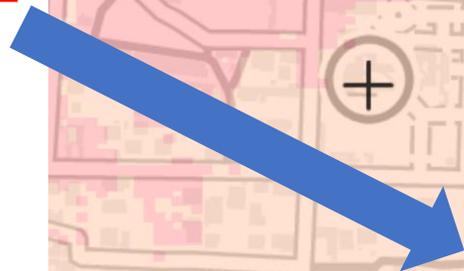
- ⑤**大家・管理人**なので、住んでいる人に配布する総合防災マップが欲しい
- ⑥**町民**で総合防災マップが欲しい

町役場2階4番窓口にて総合防災マップを配布いたします。
※不動産業者の方はHPにてご確認ください。

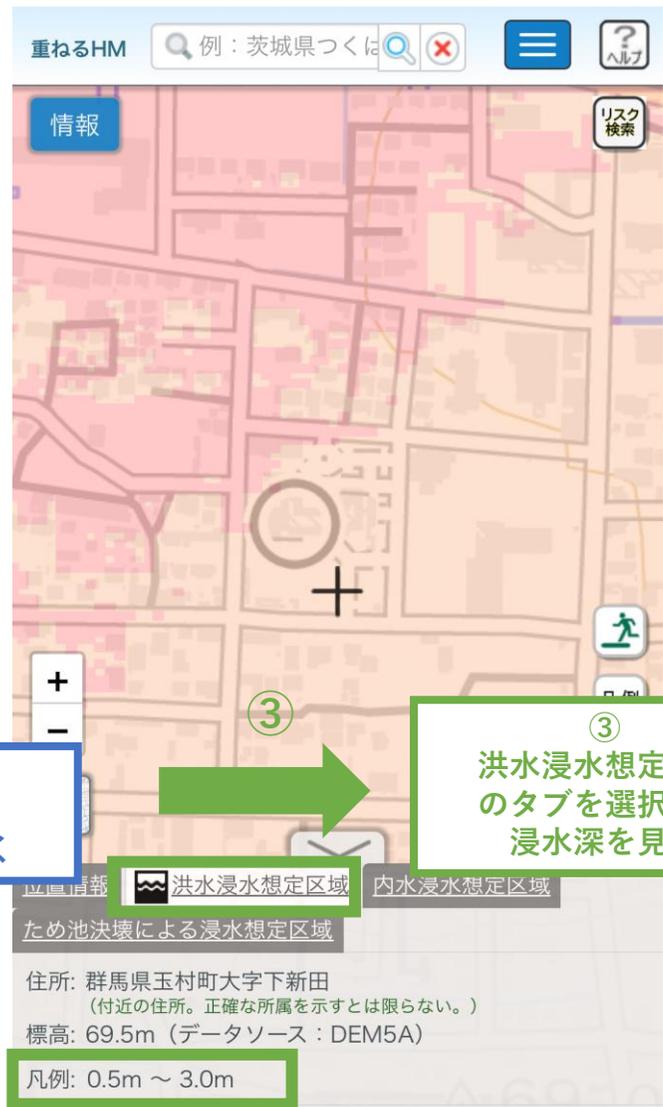
重ねるハザードマップ簡易操作方法 (PC・スマホ)



①
住所から検索するか、
スクロールして
十字を調査地の上へ



②
縮尺50mにして
プルアップを開く



③
洪水浸水想定区域
のタブを選択し、
浸水深を見る

③
凡例：0.5m ~ 3.0m